

島田市旧市内小中一貫教育推進検討委員会規則

令和5年4月28日

島田市教育委員会規則第3号

(設置)

第1条 島田市教育環境適正化検討委員会における調査及び検討の結果を踏まえ、旧市内の小中学校における小中一貫教育を効果的に促進するための通学区域の再編について検討するため、島田市旧市内小中一貫教育推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧市内の小中学校 島田市立島田第一小学校、島田市立島田第二小学校、島田市立島田第三小学校、島田市立島田第四小学校及び島田市立島田第五小学校並びに島田市立島田第一中学校及び島田市立島田第二中学校をいう。

(2) 小中一貫教育 小学校における教育と中学校における教育とを一貫して施すことをいう。

(検討事項)

第3条 委員会は、旧市内の小中学校における次に掲げる事項について検討する。

(1) 小中一貫教育を効果的に促進するための通学区域の再編の方法、時期等に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、通学区域の再編に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 旧市内の小中学校の児童又は生徒の保護者の代表者

(3) 地域住民の代表者

(4) 旧市内の小中学校の校長

(5) 前各号に掲げる者のほか、島田市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該検討の結果を島田市教育委員会に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年5月1日から施行する。